

中野区教育委員会会議録

令和2年第14回定例会

令和2年5月22日

中野区教育委員会

令和2年第14回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年5月22日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時43分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○欠席委員

教育委員会委員 小林 福太郎

○出席職員

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長 宮崎 宏明

学校教育課長 板垣 淑子

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 渡邊 仁

○傍聴者数

0人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第28号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

2 協議事項

(1) 中野区立学校7校における授業日及び休業日の取扱いについて（指導室）

3 報告事項

(1) 事務局報告

①区立図書館指定管理者候補者の募集について（子ども・教育政策課）

②臨時休業中の個別連絡等の実施及び学校・幼稚園再開について（指導室）

③中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について（学校教育課）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは、定足数に達しましたので、教育委員会第 14 回定例会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、渡邊委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

なお、協議事項の 1 番目「中野区立学校 7 校における授業日及び休業日の取扱いについて」につきましては、議決事件の 1 番目、第 28 号議案「中野区立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」が可決された場合に、協議を行うことといたします。

<議決事件>

入野教育長

まず、議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 28 号議案「中野区立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは、第 28 号議案「中野区立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について補足説明させていただきます。

議案書をご覧ください。

提案理由は学校保健安全法第 20 条に基づく区立学校の臨時休業により、不足した授業時数を確保するため、夏季休業日に係る規定を整備する必要があるためでございます。具体的には、補足資料の新旧対照表を見ていただければと思いますが、附則 4 により令和 2 年度のみ、第 3 条第 1 項第 2 号のア、これは小学校のことでございます。及び第 3 条の 2 第 1 項第 2 号のア、これは中学校のことでございます。にある夏季休業日の規定適用について、現在規定中の 7 月 21 日から 8 月 31 日までを 8 月 8 日から同月 31 日までとするものでございます。

この規則は公布の日から施行するものとさせていただきます。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

全く、反対というわけではないのですけれども、この休暇の日数がやはり意外に長いかなと思っているのですけれども、3週間。もう少し縮めるとか、そういったことは夏季休暇のほうを短くするという、そういう案とか、なるべく授業を多くやったほうが実際にはいいかなとは思っているのですけれども、そのあたりの検討はどうだったのでしょうか。

指導室長

実は、今回のこの夏季休業日によって生み出される日数と、それからこれ以外に管理運営規則には直接関わるものではございませんが、土曜日を月2回授業を行っていただくということも別に検討しておりますけれども、それを合わせても、実は全部で時間数だけ見ますと100時間いかないくらいです。もちろん、学校には余剰時間等がございますので、その日数を全てということではないのですが、今回6月の当初も段階的に学校再開をしていくということになりますと、6月1日からフルに授業ができない。そのことも考えますとさらにつけ加わって、大体200時間余りの時間が不足していく。それに対して、この現段階の案でも100時間いかないくらいでございますので、それに余剰時間や行事の精選等では何とか200時間までいかないまでも、それに近い数字にしていく。それをなるべくクリアしていくようなことを思っておりますので、少しこれ以上短くしますと、非常にそのところが難しくなるようなことがありますので、検討はしたところ、ぎりぎりのところでこの線ではないかという判断があったこととございます。

渡邊委員

今回夏休みについての期間なのですからけれども、やはり年度全体で考えていかなければいけない。今、土曜日は考えたということだったので、年末のお休みとか、そういったことには、この時点では手はつけません。

指導室長

これは本議案が可決された後に、また協議事項として出させていただき予定でございますが、実は、その日程で学校によってはとれない学校もございまして、そういう学校がその日程を合わせるために、例えば都民の日ですとか、冬季休業日とか、そういうものを当てているという現状がございます。それから、やはり中学生などに見ますと、あまり後ろに授業日数を下げてしまいますと、高校受験等がありますので、高校受験が大体1月、

2月から始まりますので、そうなりますと春休みですとか、冬休みということになりますと、非常にそういう意味からも難しいのかなという判断もさせていただいたところがございます。

渡邊委員

ありがとうございます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。

伊藤委員

日数ということと、あと時期ということがあると思うのですけれども、これは暑さがどの辺でピークに来るかはわからないことなのですが、8月の終わり、夏休みの終わりを早めて9月1日からではなくて、8月から開始とする判断もあるかとは思いますが、要するに8月の1週目をやるのか、8月の最後をやるのかということだと思うのですけれども。あるいは、状況を見てということもあるとは思いますが、その辺のご判断というか、これは7月に寄せるというか、長くやって9月に始まるという形なのではあるけれども、学校が始まるのが遅くなっているので、1学期を長くとりたいたいということはあるかなとは思いますが、暑さとかいろいろ考えたときにどうかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

指導室長

今、委員がおっしゃったとおり、もしかしたら、6月が始まった後も少し段階的に、フルに授業ができないような状況で、前に休みを寄せますとあつという間に夏休みになってしまうような状況がありまして、せっかくエンジンがかかってきた、指導してきた教育課程をそのまま続けていくということもございますし、さらにほかの区市町村や東京都立学校も比較的この日程で前半にとる学校が、同じような理由で多うございます。それから、本区におきましては、8月の後半におきましては、工事や学校移転が非常に多く入っているところがございます。もちろん中には授業のほうが優先ですから、来年度に工事等を移動していただいているところもあるのですけれども、どうしても児童数増加等に備えた工事や学校移転をしなければいけないということで、動かせないところもございまして、そういうことを総合的に鑑みて、前半のほうに寄せさせていただいたような結果でございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 28 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

議決事件が可決されましたので、引き続き、協議事項に入ります。

それでは、協議事項の「中野区立学校 7 校における授業日及び休業日の取扱いについて」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした学校の臨時休業により、著しく不足する授業時数を確保するため、先ほど、中野区立学校の管理運営に関する規則に規定する夏季休業日に特例を設けることについて、規則の一部を改正することを議決いただいたところでございます。

一方、資料を見ていただければと思いますが、その資料の中の 3 にある 7 校につきましては、今回議決いただいた特例の授業日の全部または一部において、校舎等の工事等が行われ、校舎移転等が行われるため、休業日にせざるを得ない状況となっております。その休業日となった分の授業時数の確保と教育活動の充実を図るため、この 7 校からは今回規定していただいた期間にかえて、それぞれ 4 の表にある期間を授業日としたい旨の申し出がございましたので、許可を求めるものでございます。

ご説明は以上です。ご協議をお願いいたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。

田中委員

今の説明でお聞きしたいのですけれども、この休業日を授業日にすることで、特別に授

業日だったところで授業ができない日は全てカバーできるということなのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。大体小学校ですと 85 時間程度。それから、中学校ですと 75 時間程度がこの表でございます一番下の、この 7 校以外の学校が大体それぐらいの時数になっておりますが、ここの上の表のとおり授業日を配置すると、その時間数が同じくらいになるという計算でございます。

渡邊委員

見方が少しわからないのですけれども、この授業日というのは、授業をやる日。どういう丸がついているのが、ちょっと説明をお願いできますか。

指導室長

わかりにくくて申し訳ございません。丸がついているところが、授業日とする日でございます。

渡邊委員

休業日というのは、それは、本来は普通の学校、ほかの学校はやっているけれども、その日をかわりに休む。

指導室長

例えば、8月3日から8月7日に関しましては、ほとんどの学校とみなみの小学校は授業をやっているのですけれども、ほかの上の5校については、授業はやっていないということでございます。

渡邊委員

これは振替日と数が合わないのです、授業日が、休みの日をこの日にやっていますとか、そういうのはないですか。

指導室長

日数が少し合わないのは、これは夏休みに関しては、午前中授業換算でやっておりますので。ところが冬休みのほうは、具体的には午後まで想定しているのです、同じ日数でも授業時数が変わってくる場合がございますので、例えば都民の日もそうなのですが、都民の日も給食を出して、午後までやりますから、必ずしも日数イコールということではないということでございます。

入野教育長

その他、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がございませんので、それでは、中野区立学校の管理運営に関する規則第3条の3第1項の規定に基づき、申し出を許可することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本件につきましては、ただいま許可が得られましたので、事務局は事務処理を進めてください。

以上で本協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

それでは、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告につきまして、事務局からの報告は予定しておりませんが、各委員から活動報告がございましたらお願いいたします。

ご発言がございませんので、教育長及び委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「区立図書館指定管理者候補者の募集について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

区立図書館指定管理者候補者の募集につきまして、お手元の資料によりまして、ご報告をさせていただきます。

区立図書館につきましては、令和3年3月末をもちまして、指定管理期間が満了となる予定でございます。これに伴いまして、令和3年度からの指定管理者を選定するために公募を行うものでございます。

指定管理者を募集する施設は既存の八つの図書館に加えまして、(9)から(12)の新規の施設がございます。(仮称)中野区立中野東図書館、そして、みなみの小学校内、美鳩小学校内、中野第一小学校内にそれぞれ設置する三つの地域開放型学校図書館を新たに加えてございます。

指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。なお、中野区立本町図書館及び中野区立東中野図書館につきましては、令和3年10月31日

をもちまして、廃止をする予定でございます。

また、（仮称）中野区立中野東図書館につきましては、令和4年2月に開設をする予定でございます。

選定方法は企画提案公募型事業者選定方式でございます。

今後のスケジュールでございます。7月に指定管理者候補者の公募を行いまして、10月に区議会への議案提出、これは区立図書館条例の一部改正です。先ほど申しました、新たな図書館の設置と廃止を行うものでございます。そして、11月に指定管理者候補者の選定、そして、12月に議会の議決をいただきまして、令和3年4月から指定管理者による業務開始を予定してございます。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございます。この選定方式の企画提案公募型というのは、要するにどんなふうな運営をするかというのを、候補者がいろいろ考えてプレゼンテーションをして、その中身も検討するということなのですね。ただその基本は、区の図書館の基本的な考え方に基づいてということになるのでしょうか。

子ども・教育政策課長

企画提案公募型事業者選定におきましては、まず、中野区教育委員会が求める業務の内容でありますとか、サービスの水準等々につきまして、区として、基本的な内容を定めまして、これを募集要項で公表いたします。これに対しまして、応募事業者のほうから、具体的にどういった形で行っていくか。また、経費は幾らかかるか、そうした事業計画を提出していただきます。また中には、将来的に独自の事業の企画の提案でありますとか、新たな提案ですね。こうしたものも提案をいただきます。こうしたものを総合的に比較検討いたしまして、最も優れた事業者を第一候補者と選定いたしまして、議決を頂くというものでございます。

田中委員

今までもこの教育委員会でいろいろと諸般のことを議論してきましたけれども、その提案が、今の形態から継続的なものがあるのか、それとも、もっとやはり非常に斬新な大きく変わるような、計画を外れるわけではないですけれども、というような提案というのもの

出てくる可能性とか、そういうことも十分考えられるのでしょうか。

子ども・教育政策課長

基本的な事業の内容につきましては、区としてこれまで考えてきております、これからの図書館のあり方、そして、その機能やサービスというところを基本といたしますけれども、例えば、ICTの進展であるとか、新たなそうしたものを活用したサービスの展開であるとか、そうしたことにつきましては、やはり民間独自のノウハウを生かすとか、そうした提案をいただきまして、一方、予算、コストの面もございますので、そうしたところも調整しながら、具体的な内容を協定で定めまして、実施をしていくというものでございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、本報告は終了いたします。

事務局報告の2番目、「中野区立学校における臨時休業中の個別連絡等の実施及び学校・幼稚園再開について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、「中野区立学校における臨時休業中の個別連絡等の実施及び学校・幼稚園再開について」ご報告いたします。

資料をご覧ください。

まず、個別連絡等の実施についてでございますが、その目的は(1)にありますとおり、幼稚園、小中学校において幼児・児童・生徒の状況を確認するとともに、必要な書類や学習課題を授受すること。担任の教員等と温かいコミュニケーションを図ることにより、学校、幼稚園の再開に向けた気持ちづくりを行うことなどでございます。

期間は、来週の5月26日火曜日から29日金曜日まで。個別または少人数により学校で面談を行います。

次に学校再開についてでございます。これまでの予定どおり、6月1日から学校を段階的に再開してまいります。6月第1週は同一学級2分割による給食なしの午前・午後2部制の分散登校。第2週は同一学年2分割による、今度は給食ありの午前・午後2部制の分散登校。そして、第3週から給食ありの通常授業を予定しております。

また、幼稚園も段階的な再開は変わりませんが、6月1日に3歳児と4歳児の新入園児のみを対象とした入園式を、時間を分けて行います。その後、6月第1週から第3週にお

いては、学年別に登園日を指定したお弁当なしの分散午前保育を実施いたします。同一学年については、登園後二つのグループに分けて別室で保育を行うものとしています。第4週は通常の午前保育とし、各日、一つの学年のみお弁当を食べさせます。第5週からは通常の保育を再開してまいります。

ご報告は以上です。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

このやり方にどうこうというところではないのですけれども、誰もが経験したことがなくて、これが感染症に対しての対応として、正しいか正しくないかという検証は多分できないと思うのですね。1週間ごとにこれで段階的に進んでいるというのは、いかにもプログラムのいいのですけれども、果たして感染症にそれが対応するのかという。そうした場合に専門家の意見はこういうところで求めるよりも、やはり周りとの関係、だから杉並区、練馬区あたりはどのような対応をしているのかという。内容的には右に倣えはあまり好きではないと言えるのですけれども、この場合は、やはり右に倣えではないけれども、ある程度独自の路線を行くのではなくて、必ず誰か専門家が示した根拠を基に、それにのっかって行われているという、そういう必要性があると思うのですね。その点については、だから、例えば少なくともある程度東京都とか、教育委員会ではなくて、国からの指導の内容であったのか、都からの指導だったのかということと、あと近隣区。まず、上からの指導だったのか。そうではなくて、近隣区はどうか。このあたりだけ教えていただけますか。

指導室長

文部科学省からも、東京都からも、様々な通知等はあるところがございます。国になりますと、どうしても大きな範囲で判断しているところから、東京のようにいまだ緊急事態宣言が解除されないところと、そうでないところ、一律に出てきてしまうことが多いので、非常に限定的ではない内容が多い。それに対して東京都のほうは、主に都立学校のほうのことを事例にして出して、これを参考に市区町村でご判断くださいというようなことが多いです。都立学校の場合ですと、電車等を使って、通学する子どもが多いので、少し、やや市区町村とは違う見解かと思いますが、様々な配慮をするようにということはあるところがございます。

それで一番最初にご質問のありました、23区、近隣区も含めてですけれども、全区調査をいたしました。その結果、ほとんどの区が大体本区と同じような傾向でございます。1、2週目が分散登校。内容については、例えばそれを何時間にするとか、例えば給食があるのかないのかというところ、1週目はほとんど給食はないのですけれども、2週目給食を出すところと出さないところや、一部のところの子どもにだけ出すというところは違いますが、ほとんどの、半分以上の区は第3週目から通常登校にしているところでございます。

以上でございます。

入野教育長

分散登校につきましても、文部科学省から出ている通知のほうでは、そういう部分を検討するよにということを挙げていたかと思えます。

ほかにございますでしょうか。

伊藤委員

要望がほとんどなのですけれども、例えば、震災のときに釜石だったと思いますが、子どもたちが普段から自分で考えて行動するというのを重視して、どうして、津波のときにどう逃げなければいけないかという理由がわかっていたので、当日に応用が利いたというお話があったかと思えます。

これ、分散登校にさせていただいてよかったと思えますし、このほかにも配慮することはたくさんあると思うのですけれども、でも、最終的には、子どもが自分で気をつけてもらうしかない部分もあるので、例えば、低学年など、小学生はすぐ忘れてしまうということもありますから、例えば学級のルール、手はお膝とか、そういうのと同じような感じで、毎日人間距離1メートルというのは、どのくらいなのかを子どもに確認させるとか、高学年だったら、低学年でも人間距離をとって遊べる遊びを考えてみようキャンペーンではないですけれども、行事とか教育活動の中うまく組み込んで、積極的に子どもたちがただ駄目駄目と言うのではなくて、自分たちで工夫して、楽しく過ごせるという、新しい学校生活様式を子どもたちが考えるというような、そういう取組を少し考えていただくのも大事なかなと思っています。

あとは、そういう意味では、先生方もハード面、廊下を一方通行化するとか、あと号令をかけるときにボールをとりに行きなさいとかいうときに、必ず出席番号を偶数と奇数で分けるとか、何かそういう先生方の指示出しや学校内の生活ルールみたいなところとか、職員室にビニールカーテンをするのかどうかとか、様々、そういったハード面というか、

規則面というか、そういう物理的なものと行動様式の部分との、学校側が一律に決めていくような部分のことを準備期間に話し合っていたいただくことも必要だと思いますし、あと、今申し上げたようなソフト面というか、教育活動の中にどういうふうに新しい生活様式を組み込んでいくのか、子どもたちに学ばせていくのかというような、そこもお互いに先生方アイデアを交換したりする機会があったほうが、お若い先生とか助かるかもしれませんし、ぜひ、こういうきちっとした大きなストラクチャーをつくっていただいたので、そういう細かい部分というか、子ども主体に、先生主体に考える部分についても、ご指導をお願いできればと思いました。もし、それに関連して現在していらっしゃることとかあれば、教えていただければと思います。

指導室長

どうもありがとうございます。実は、教育長から学校再開のマニュアルをきちんと示すようにという指示を受けまして、指導室のほうで通知とは別につくらせていただいているところでございます。今委員がおっしゃったことを全て網羅しているかどうかわかりませんが、例えば、座席の座り方ですとか、それから登校時、それから生活時、休み時間、給食時ということで分けて、具体的に先生がそれを見たときに指導する観点を一応網羅しているようなものをつくってございます。ただ、つくって終わりということではなくて、委員がおっしゃったとおり、実際に子どもに伝えていくことが非常に大事だと思いますので、そこにつきましては、さらにこちらから働きかけてまいりたいと思っております。

伊藤委員

ぜひ、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

渡邊委員

伊藤委員が言われたことは非常に大切に、6月1日からこれをやるとなると、次回の教育委員会は5月29日、ぎりぎりあるのですけれども、そのときにさっき言ったように、国が少しファジーなルールを出して、都はもうちょっとルールがある。でも我々教育委員会としても、各学校に対しては、ある程度各学校の調整はあるとは思うのですけれども、全体としての生活様式とか、注意事項、こういったときに、例えば給食が始まるにしても、給食のとり方というの、例えば教室の制限とか、広さとか、そういう感じもありますし、今詰め詰めで入ってしまっている学校も正直あるわけで。けれども、こういうおおらかなというか、給食のときは例えば向かい合って今まで机を並べたけれども、必ずスクール形式の形で食事をするようにしましょうとか、ある一定のものを示すのは、実を言うと 29

日の教育委員会ぐらいまでには、これはお願いなのですがけれども、こういうものができましたという報告はしないと。やってしまいましたという、もう始まってしまいましたよりは、もう1回あるので、そのときにもしありましたら、こういうことをやりました。こういうことで何かありませんかというようなことも教育委員会で話し合っておく必要があるかなと思いますので、大変ですけれども、それまでは学校再開までには、どうしてもやらざるを得ないと思いますので、よろしくお願いします。

伊藤委員

暫定版とか、大きな枠組みだけでもいいのでつくっていただいて、またいろいろな専門性をお持ちの委員もいらっしゃるので、チェックすると、座るところだけではなくて、配膳が大変だよとかいろいろあると思うので、事前に校長先生のご意見とかもあるのでしょうかし、保健所の意見というのものもあるのかもしれないですし、何か暫定的なものでも、少し具体的に何かあればありがたいなとは思っています。

指導室長

再来週から学校が再開されることになりますので、とりあえずは1回そういうものを出しておかなければいけないので、これは1回出させていただいて、もちろん今つくったものもまたご覧いただいて、さらに足りないということがありましたら、そこでご指摘いただければと思います。通知とマニュアルの中に今おっしゃったような給食時の配慮等については書かせていただいているところがございますが、それはご覧いただいて、ご指摘いただければと。

渡邊委員

重要なことなので、これはだから報告事項とか、教育委員会の中で議題にさせていただいて、確認するのは確認しますけれども、やはり29日のときには、こういったものをつくりました。つくってそれを学校に配りましたという。そこだけはあるので、段階的に改訂するのは当然のことですし、事情が変われば。ただ、そういうものをある程度示しているということをちゃんと明確にしておく必要があるかなと思われましたので、それを提出していただけますかという。

指導室長

そのようにさせていただきます。

田中委員

僕も今、お2人の委員が言われたことは大賛成で、ただ、学校ももう26日から段階的に

個別で呼んだりしますので、そういうマニュアルもスピード感が大事ですので、指導室でしっかり検討したものをまずは配付していただいて、またやりながら検討していただければいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

それと先日、中野ではないのですけれども、ほかの学校の養護教諭から相談を受けたのですけれども、学校で歯ブラシをしているのだけれども、始まったときにうがいをどういうふうにさせたらいいのだろうか。普通に洗い場でやったら、飛沫が飛んでしまうのではないかというような、そんな心配で相談を受けたのですけれども、多分、今回のこういうことで養護の先生たちもいろいろな面で大変忙しいと思うので、ぜひその辺も含めて教育委員会としてもいろいろアプローチできるようにして下さるといいかなと思います。

渡邊委員

議題から少しずれていて申し訳ないのですけれども、そのマニュアルの中にどうしても盛り込んでもらいたいのは、感染者に対する取扱いという。例えば家族の感染者とか、子どもが実際に感染したときの学校の対応というのは、ある程度少し明記しておく必要があるかなという。そこだけは少しご検討をお願いします。

学校が始まってから、お休みされている子がいて、何でという話には絶対なので。それでそれは、各学校ではある程度どういう事情かはみんな知り得ると思うので、そういったときのことも考えると、始まってしまってから各学校での対応が違うというのは、ちょっと困るかなという気がしますので、そのあたりも、今回ではなくて29日のときに示していただければ。

指導室長

今の件は、今までも学校教育課の学校健康推進担当のほうと検討して、つくっておりますので、それもまた再度確認してまとめてお出しできるようにしたいと思います。

入野教育長

それでは、来週の教育委員会のほうにまたご提案できるように、準備のほうをよろしくお願いいたします。

伊藤委員

そういう意味で追加みたいなことをお願いできるとしたら、別にご負担のない範囲でと思うのですけれども、この間の休業の間の過ごし方って、子どもによって、家庭によってすごく差があるのかなと思っていて。一人一人個別で確認をしていただくのですけれども、でも、相当の差がある人が戻ってきたときに、やはりそこで子ども同士の温度差とか、こ

れまででない、夏休み明けの子ども以上に、いろいろな意味でメンタルな面で配慮が必要ということがあり得るかなと思っていて。あと、今経済的にもひっ迫しているご家庭が増えているという可能性もなきにしもあらずなわけなので、おうちのほうの家業の心配を子どもがしているとか、そういう。あとは、高校受験の子はこれだと私立に行けないのではないかみたいなこととか、いろいろなことが起きている可能性があるのも、この間の生活とか、そういう感染以外にも影響があったと思うので、それについての指導上のというか、一言でいいと思うのですけれども、そういうことにも配慮して、生徒指導、児童指導をしてほしいというようなことも書いていただくほうがいいのかと思ったので、お願いできればと思いました。

入野教育長

そのようにしてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかはないようでございますので、本報告は終了いたします。

事務局報告の3番目、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について」の報告をお願いいたします。

学校教育課長

中野区軽井沢少年自然の家につきましては、令和3年3月末をもって指定管理の期間が満了となります。新たな指定管理者を選定するために、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づき、以下のとおり候補者を公募いたします。

1、指定管理者を公募する施設。記載のとおりでございます。

それから2、指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

3、選定方法、企画提案公募型事業者選定方式によります。

4、今後のスケジュールでございますが、7月には募集要項を発表いたしまして、事業者を選定した後、10月に決定、そして12月に区議会への議案提出等で進めてまいりたいと思います。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ありがとうございます。ただ今の報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。ないようでございますので、本報告は終了いたします。

それでは、事務局から次回の開催について報告してください。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、5月29日金曜日10時から当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第14回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時43分閉会